

令和元年度 シラスウナギのトレーサビリティ手法確立事業  
報告書

1 目的

シラスウナギについては、採捕者の過少報告や無許可の密漁等により、養鰻業者の池入れ数量と都府県のシラスウナギ採捕量の差異が生じており、不透明な流通実態が指摘されている。

本事業では、モデル地区を4地区選定し、モデル地区の現地調査による実態把握を行うとともに、学識経験者、養鰻関係者、シラスウナギ採捕業者、流通業者及び関係都道府県庁等、我が国のウナギ養殖・流通事情やうなぎ養殖業許可・都府県の特別採捕許可等の制度に精通した関係者を委員とした各地域検討会での課題等を集約して全国規模での議論を行う総合検討会を実施し、我が国の流通実態に即したシラスウナギのトレーサビリティ手法を確立することを目的とする。

2 総合検討会

(1) 開催日：第1回 令和元年5月27日

第2回 令和2年3月6日

(2) 委員

No.		氏名	所属
1	座長	舞田 正志	東京海洋大学 教授
2	養鰻機構委員 愛知 委員	山本 浩二	(一社)全日本持続的養鰻機構 副会長 愛知県養鰻漁業者協会 養鰻生産管理協議会 会長
3	流通 委員	外山 隆寛	日本シラスウナギ取扱者協議会 理事
4	愛知 委員	岡本 俊治	愛知県農業水産局 水産課 主幹
5	高知 委員	川村 寛二	高知県養鰻生産者協議会 会長
6	〃	谷口 正雄	高知県水産振興部 漁業管理課 主幹
7	宮崎 委員	兼田 正之	(一社)宮崎県内水面振興センター 専務理事
8	〃	兒玉 憲彦	宮崎県農政水産部 水産政策課 主任主事
9	千葉 委員	滑川 幸男	千葉県内水面漁業協同組合連合会 会長

(3) 主な内容

- ①各地区のシラスウナギの採捕・流通実態の把握・分析
- ②各地区のシラスウナギの採捕・流通に関する現行の制度に関する把握分析

### 3 地域検討会

【愛知県】（令和元年11月29日、令和2年3月9日開催）

#### （1）検討内容及び調査内容

- ア 愛知県内におけるシラスウナギの採捕及び流通実態の把握
- イ 愛知県内における最適なトレーサビリティ手法の検討
- ウ シラスウナギの流通実態の調査

#### （2）シラスウナギの流通実態調査の結果

##### ア 指定集荷人の集荷量及び出荷量

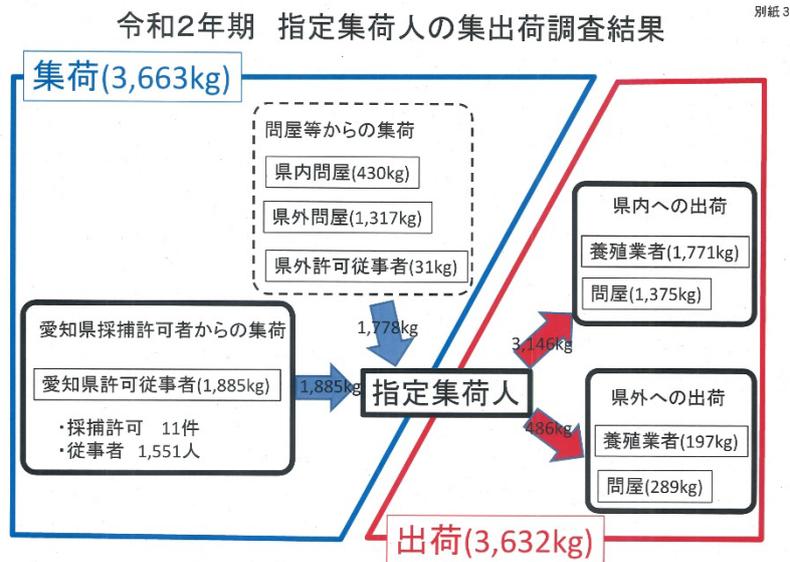
令和2年漁期の集荷量は約3,663kgであった。この内、県内の採捕の許可を受けた者からの集荷が約1,885kg（集荷量の51%）、また県内外の間屋及び県外の採捕の許可を受けた者からの集荷が約1,778kg（集荷量の49%）であった。

一方、出荷量は約3,632kgであった。この内、県内の養鰻業者及び問屋への出荷が3,146kg（出荷量の87%）、また県外の養鰻業者及び問屋への出荷が486kg（出荷量の13%）であった。

##### イ 県内で採捕されたシラスウナギの流通経路

本県で採捕されたシラスウナギが県内養鰻業者に池入れされる経路は、①1～2者の指定集荷人を経て供給される、②1～2者の指定集荷人と養鰻漁協を経て供給される、③1～2者の指定集荷人と県内問屋を経て供給されるパターンがある。

県外の養鰻業者又は問屋へ出荷する指定集荷人は、いずれも本県で採捕されたシラスウナギに加えて県外からも集荷しており、取り扱うシラスウナギの流通経路は比較的広域に及ぶものと考えられた。一方、県内の養鰻業者又は問屋へ出荷する指定集荷人は、いずれも本県で採捕されたシラスウナギのみ集荷しており、取り扱う流通経路は比較的狭域であると考えられた。



【高知県】（令和元年 10 月 25 日）

（1）検討内容及び調査内容

- ア シラスウナギの採捕及び流通の実態について
- イ 高知県における最適なトレーサビリティ手法について

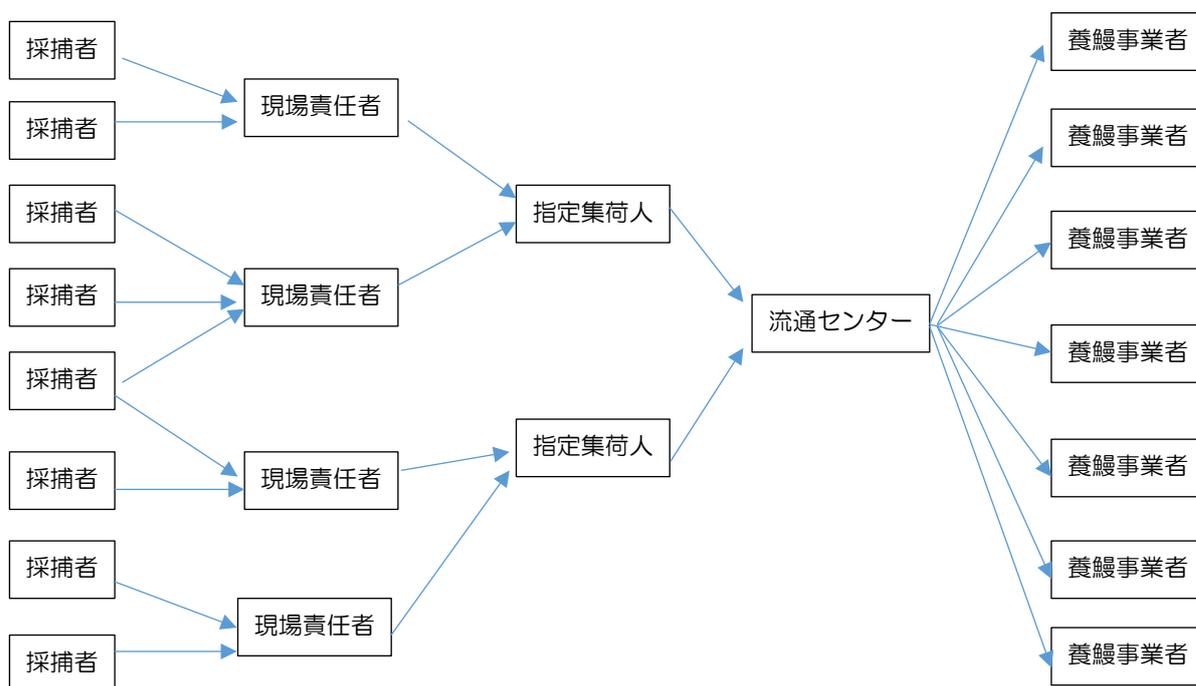
（2）検討結果

- ア 本県は県産のシラスウナギの流通の透明化を目的とする。（河川や地域ごとの産地証明までは遡及しない。）
- イ 既存の正規流通の、採捕者の採捕量と流通センターが養鰻事業者へ池入れする量とが合致する、追跡可能な各段階での記録手法の確立を目指す。
- ウ 識別単位については重量を採用する。（グラム、キログラム）
- エ 目減り量の許容範囲は5%とする。

（流通センターから養鰻事業者への池入れ量 $\geq$ 採捕量 $\times$ 95%）

- 関係者が作成している各段階での伝票を流通記録の基礎資料とし、トレーサビリティシステムの構築に必要な情報が付与されているか検証する。

高知県におけるしらすうなぎ流通イメージ



【宮崎県】（第1回 令和2年1月10日開催、第2回 令和2年2月19日）

（1）検討内容及び調査内容

- ア 宮崎県における採捕・流通の実態と問題点
- イ 宮崎県におけるトレーサビリティの可能性と課題

ウ シラスウナギトレーサビリティ手法確立事業に係るアンケート調査

(2) 検討結果

ア 宮崎県における採捕・流通の実態と問題点

宮崎県の条例では県内で採捕されたシラスウナギが県内養殖業者に安定的に供給されることを目的として採捕から池入れまでの流通過程における取扱いを規制している。

県内の特別採捕許可者が登録組合に出荷したシラスウナギは、集出荷契約に基づき、伝票により確認可能な形で、最終的にシラスウナギ協議会に集荷され、県内養鰻業者に池入れされる。

県外産稚魚取扱者（同登録をもつ養殖業者に直接池入れされるものも含む。）が入荷する県外産及び国外産のシラスウナギについては、県内到着後は条例による管理の対象となるものの、県外での動きは条例の対象外であり、採捕地までをトレースすることはできない。

一方、過去の採捕量から考慮して県内で採捕されたシラスウナギのうち、一定量が条例以外のルートで出荷されている可能性を指摘する意見があり、原因として各県や国外の価格に差があることや、好漁場を他の採捕者に知られたくないとする心理からくる情報の秘匿があるとされた。

これらの防止については、小規模な採捕区域では採捕者が限られるため、漁場からの持ち帰りを禁じ、採捕日ごとの採捕尾数を把握した上で出荷日に全量出荷を確認する等で防止可能であるが、大規模な採捕区域では個別の採捕者管理が難しいことが指摘された。また、価格差や価格低下の問題も含め、採捕者が出荷しやすい環境を作る必要性、さらには国内での需要関係を一元化すべきとの意見もあった。

イ 宮崎県におけるトレーサビリティの可能性と課題

製品加工段階では厳密にロット管理（記録・番号付け）が行われているが、シラスウナギを池入れする段階で複数の産地が混ざっている以上、個体ごとに産地を特定するのは困難であるとされた。これに対しては、池入れの時点での産地ごとの割合が明らかであれば、出荷の際にその割合に応じて証明を行うことで、数量管理上の整理は可能との意見があった。

また、国において漁獲証明制度の内容が検討されているが、シラスウナギはほかの特定水産動植物（なまこ、あわび）より流通の実態が複雑であり、採捕してから製品になるまでの一貫したトレースが理想ではあるものの、まずは採捕から養殖場までに限定して考えるべきではないかとの指摘があった。

ウ シラスウナギのトレーサビリティ手法確立事業に係るアンケート調査の結果

本年度に漁協や養鰻業者等関係者に対して、シラスウナギのトレーサビリティに関するアンケート調査を実施した。その結果、「取締によって密漁や非正規

での流通を排除するべき」や「原因は各県によって買取り価格にばらつきがあること」といった回答があったほか、トレーサビリティの可能性については、「シラスウナギは池入れの段階で複数の産地が混ざり、さらにそれが成長の度合いによって分養されていくため、個体の産地を特定するのは困難」という回答が目立った。

#### 【千葉県】（令和2年1月31日開催）

千葉県は協力機関となっているため、任意の関係者会議として、まずはウナギを巡る情勢やトレーサビリティの現状について関係者間で情報共有する機会とする。

#### 4 シラスウナギトレーサビリティシステム構築の目的・方針及び具体的な手法について このことについて、第2回総合検討会で以下のとおり確認した。

##### （1）目的

シラスウナギ流通に関わる事業者がシラスウナギの透明性の高い流通を確保し、資源量の正確な把握をすることで適切な資源管理を実現することを目的として、この目的に賛同する事業者が自主的に取組むシステムの構築を目指す。

##### （2）方針

ア 本事業で構築するトレーサビリティシステムは上記目的の達成に向けて、真摯に取り組む事業者が自己の取り扱うシラスウナギが社会的な不正流通の批判を受けることがないようにするためのものであることを共有する。

イ 本事業で構築するトレーサビリティシステムは、外部からの要求や不正流通の指摘を受けた場合に検証可能なシステムであり、検証によって不正流通がないことを証明できるものとする。

ウ 採捕業者の段階では、採捕許可業者の数が多く、採捕量と現物との紐付けは困難である。流通するシラスウナギの現物と採捕量等の情報の紐付けが確実に実施できるのは集荷業者段階からである。従って、集荷業者（シラスウナギを一定量とりまとめ、他の業者または養殖業者へ販売・譲渡する者）、養殖業者の各段階で行うべき手順を定める。

エ 各段階で実施する手順は一步段階前の業者からシラスウナギの譲渡を受ける際に行うべき作業と一步後の業者へ譲渡する際に行うべき作業を明確化する（どのような情報を受け取るか、どのようにロット管理を行うか、譲渡先にどのような情報を伝達するか、一連の作業においてどのような記録を残すか）。

オ エでの各段階での情報をチェーントレーサビリティとして、遡及可能とするための手法（伝票や譲渡証明書等の発行やロット番号の記載や伝票番号等の記載）を定める。

(3) 具体的な手法

- ア シラスウナギの流通実態を調査（地域検討委員会）
- イ 流通実態を考慮した識別ルール、伝達情報（記録様式）のマニュアル策定（総合検討委員会）
- ウ 策定したマニュアルの feasibility 検証（地域検討委員会）
- エ シラスウナギ流通透明化のための仕組み作り（総合検討委員会）